



であります。それから第三は、合理化関係の問題でございますが、従来この電子工業におきましても、部品関係の部門が、相当中小企業に依存してあるものが多いのでございます。これらの設備をできるだけ合理化し、あるいは専門生産を行い、あるいは規格を統一してコストを安くする、かような方向に持っていきますために振興方策を立ててまいり、それによる資金の確保、あるいは独禁法の除外例として合理化カールの指示制によって認めていく、かような方法で電子工業全般の均衡をはかっていきたい、かようなことではないかと。

○豊田雅孝君 資金の確保と言いますが、どの程度の確保をしようと思っておるか、全体の資金計画、それからそのうちで、どういふ金融機関からの程度の資金を確保しようとしていくのか、あるいはこの金利、それからそれと一般金利との比較等から十分推進になるのかどうか、そういう点を具体的に伺いたいと思つてます。

○政府委員(鈴木義雄君) 資金の確保につきましては、法律の第六条で資金の確保のための規定がございまして、この第六条の資金の確保の規定は、機械工業振興臨時措置法と同じ考え方でございまして、特に日本開発銀行の特別融資条件による資金の確保を、これは予定しておるものであります。それから電子工業全体といたしましては、まあこれ以外に通常の条件による開銀資金の融資の問題、それから市中金融に期待する分、いろいろございまして、電子工業の中の大きなものの部分、たとえば東芝であるとか、日立であるとかいう非常に大きな企業につきまして

は、これは市中銀行からの借り入れその他自分でまかない得る分が多いと考へますが、特に部品部門あるいは材料部門の中小企業に属する部分につきましては、昨年やりました日本開発銀行の特別融資の方式をとっていききたい、かような考え方で考えております。そこで全体の三十一年度の、昨年の予想でございますが、電子工業振興に関する設備投資の予想は、大体われわれといたしましては五十億程度とされておるのであります。かように考えます。今後、その設備投資の額を増加しなければならぬと考へます。特に新しい、新規の生産とか、合理化については、いろいろかような資金が要るわけでございまして、三十二年度といたしましては、先ほど申し上げました中小企業と開銀の特別融資を対象とするものの所要資金が、大体われわれとしましては八億程度、そのうち五億程度を開銀の特別融資として確保したい、かように考へておつて、目下開銀のワックが折衝中でございます、その数字に從つて折衝いたしておるわけでございまして、三十二年度以降につきましては、さらにこの審議会がございまして、それにより計画がございまして、それに基づきまして所要数量を政府として開銀の融資その他で確保していききたい、かように考へておる次第でございます。

○豊田雅孝君 金利はどの程度ですか。○政府委員(鈴木義雄君) 特別融資の場合は従来と、機械工業の場合と同じでございます。金利は六分五厘、それから償還期限は、場合によつては、企業によりまして十年程度までもなし得る、それから持ち込み担保、さような条件でございます。

○豊田雅孝君 産業振興の立場から出されておるこの特別融資の金利として、一番安いものはどれぐらいになつておりますか。○政府委員(鈴木義雄君) 開銀の一番安いものは六分五厘だと思つております。

○豊田雅孝君 次にお尋ねしたいと思つておることは、この電子工業の振興にしてももちろんであります。機械工業全体の振興にしても、機械工業だけの振興ということになるのでは、非常に問題が出てくると思つております。そういう点で、この電子工業につきましては大企業のみならず、中小企業の振興ということと同時にやらなければいかぬ。ことに、中小企業は御承知のごとく生産性の向上を一番今やかましくいなければならぬ際なんでありまして、その点について特に留意をしなければならぬのであります。これを関連いたしてかねがね中小企業振興審議会でも慎重審議せられ、その答申が出ておりましたと思つて、この答申が出ておりましたと思つて、これはどういふ関係なんでありまして、また同時に、そういうことでは、いかに電子工業の振興をやるうとか、機械工業の振興をやるうとかいふたつ、大きな線が抜けておるといふよりなふりに考へるのであります。政府としてはどういふふうにお考へてしようか。

○政府委員(長谷川四郎君) 御指摘もつともだと思つて。従つて、どうして今国会に提案したいといふので、私のところでも懸命に努力をして参つたんですが、どうも今国会には助

成法は間に合ひそうもないというよりなことになるのでございまして、その点まことに申しわけないと思つておられます。しかし、そういう点については、何らかの処置をしなければならぬのじゃないかというよりなことも考へられますので、目下いろいろと今打ち合せをしておるところでございまして。

○豊田雅孝君 中小企業振興助成法は、御承知のように大企業、大工業が、中小工業の適正分野に、過當なる進出をしないようにこれを調整、抑制をしようという法案なんでありまして、かようなものが出来たらぬものでありますから、今業界で問題になっております。日本電気の技術提供の問題が起きて、これによつて中小企業は相当大きなショックを受けようというふうになってきておることを仄聞するのでありまして、この中小企業振興助成法案の行き方と、それから現実に起きておる問題の日本電気とアメリカのI R C の提携が、中小企業界に甚大な影響を与えんとおるといふ問題について、政府の具体的な見解を伺いたいと思つてます。

○政府委員(長谷川四郎君) I R C との提携の問題は、六カ月前くらいからそういうふうなお話がありましたので、その点については、十分政府としても考へなければならぬのじゃないかというふうなお話も申し上げてありますし、また、今通産省としてはなるべくそういう技術の全く必要な面があるとするならば、どこにあるかというふうな点について、目下検討を加えておるのでございまして、まだそれを導入するといふふうには決定をして

おられないのでありまして、御承知のごとく、この種のものには非常に中小企業が多いのでございまして、なるべく中小企業に影響のないようにやらなければならぬ、こう考へております。さらにまた、現在昨年度の統計によりまして、たとえば三十一年度に特許に外国へ日本が支払つた金額だけでも七十二億というふうな莫大な金を支払つておるし、さらに外国等に対する技術者の派遣等、これらの費用としても大体六百万ドルですか、二十一億六千万くらい金を外国へ支払つておるといふよりも聞いておりますし、反面外国からの特許、つまり日本の特許として入つてくる金額というものは、非常に僅少な額でございまして、それらの点につきましては、十分今後考へなければならぬ。たとえば原子のようにな、原子の平和利用の問題になつてくると、なかなかさうもいかないだろうけれども、こういうふうな小さいと申しましては、語弊がございましてけれども、この種のようなものはなるべく国内の技術の振興をやる。それにはやはり、この法案によつて中小企業というふうな面を圧迫をしない方向に進ましていきたい、こう考へておるわけでございまして。従つて先ほどの日本電気の提携の方は、まだ決定をしておりませんので、なるべく国内の技術を振興するといふ点について、たとえば防衛庁で必要な部分があるならば、なるべく国内の技術を向上させていきたい。そしてどうして日本国内においてできない、防衛庁で使つた部分があるとすれば、この部分ではできたも

の購入しなければならぬという点があるならば、それは購入すべきで、国内の技術をなるべく向上するという点に置いて、そういう大きな生産に入ることなく、中小企業の育成に尽していききたい、こう考えておるわけでございます。

○豊田雅孝君 私も技術提携につきましては、今長谷川政務次官が言われる点に、全く同感なんでありまして、新しいほんとうの、少し誇張して言えば無から有を生ぜしめるような技術提携は、これは大にけっこうだと思つております。これは大にけっこうだと思つて、何ら本質的な技術の導入には触れておらぬというふうなものについて技術提携をやり、そしてこれが既存の中小企業の存立を根本的におびやかすというふうなことにしては、これはよほど政府の方でしっかりと措置をおとりにならぬといかぬと思つております。これはよほど政府の方でしっかりと措置をおとりにならぬといかぬと思つて、

○政府委員(長谷川四郎君) 現在考えておつた、提案しようという面には、そういう御指摘のような面は少なかつたと思つてございませうが、御指摘の

ような点も十分考えなければならぬと思つて、今後新たに、今国会には間に合わないと思つて、ぜひとも次回提案する場合には、ぜひともその点は十分織り込んでいかなければならぬのではないかと、こう考えております。また一面、中小企業問題が全

○豊田雅孝君 それでは、差し当りI RC問題については、先ほど来質疑、答弁のありました趣旨によりまして、過当な圧迫を既存業界に与えないような措置を、具体的に至急とられることを要望いたします。と同時に、中小企業振興助成法案は、御承知の通り大紡績会社が、たとえはワイシャツまで作っていくというふうな過当進出を抑制調整しようというのであります。そのほかに、今申す技術提携による、不要の程度にまで至る過当進出、過当圧迫、これらに対しての抑制調節の行き方を織り込まれるように強く要望いたしておきます。

それと同時に、もう一点伺つておきたいと思つて、共同行為をやりまします場合に、一定の制限があるようでありませうが、要するに基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を越えちゃいかぬとか、あるいは一般消費者なり関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなけ

ればいかぬ。それから不当に差別的であつてはいけないというふうな条件がついておるわけでありませうが、これらの諸条件について、できるだけ具体的な一つ説明をせられたらいいと思つて、

○政府委員(鈴木義雄君) 第八条で共同行為につきまして、この三号に適合するものでなければならぬというふうな書きでございます。これは今具体的に、これは機械工業振興臨時措置法におきまして、同様の規定がございませう。それから従来独禁法におきまして、これに似たような規定がございませう。それらの方でわれわれとして

は、例として申上げられませう。電子の制限をいたす場合でございますが、その場合は、たとえばわれわれから考えますと、現在たとえば電子管の中でMT管というのがある。これが非常に種類が多くて、これをさらに種類を減らし、能率を上げ、専門生産をやらせれば非常に能率がよくなる、かような場合に審議会の結論によりましてこれを指示して、業界において共同行為によつてやつていただくわけでありませう。その場合に、それによつて、ここに書いてあるように、一、二、三号から見ますと、たとえば三号であるといふと、ある業者に対して非常にそのやり方が差別的であつて、非常に少い生産部門の割当であるといふような問題になると、やはり不当にそれが行われた場合には、第三号で問題になると

いうふうなことになるのじゃないか、またかりに第七条の四号で「部品又は原材料の購入方法」というのがございませうが、その場合に購入方法で協定をいたしました場合に、それが関連事業者の利益を非常に不当に害するといふふうな場合がございませう。第八

○豊田雅孝君 時間もないようでありませうので、支払遅延関係を聞きたいと思つておりますが、支払遅延の改善せられてきておる実情等をあらためて聞きますと同時に、その際には果して通産省なりあるいは運輸省等から見た場合に、改善せられておるという通りになつておるのかどうか、この点については公取の方に出席を求めて実情さういふ問題について次回に質問をいたしたいと思つて、質問をいたしておきます。

○白川一雄君 この資料を拝見いたしました。電子工業は欧米では軍需を目的として非常に発展したといふことを書いてありますが、日本は軍需はありませうが、防衛庁の需要といふものを考えますと、研究という方面から進む

のも振興の方法であるけれども、需要という方面の必要性からくることも、非常に進歩を求めると考へるのでございますが、防衛庁の需要に対して、通産省の方はどういふ連絡をお持ちであるか、お聞きしたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 防衛庁の需要につきましては、従来私の方でいろいろ連絡をつけてやっております。たとえば航空機関係のジェット機器を作ります場合に、その関係の電子機器、それはどういふふうにしてやるかというふうなことにございませう。これを輸入でやるか、あるいは部品を取つてやるか、あるいは国内で注文するか、いろいろをいろいろな問題について、常時連絡をいたしまして処置をしていられるような現状でございます。

○白川一雄君 電子工業は特に航空機、原子力、自動車工業といふものと密接な関係があるものですが、防衛庁が最近飛行機の事故を起すのを、現在数字的に調査をしておりますが、大体アメリカで製造もやめてしまつておるような飛行機を日本へ持つてきて、そして飛ばしておるから、たとえば十台入の部品をまかなうとすれば、アメリカでもすでに製造をやめてしまつておるような飛行機を持つてきて、自衛力の強化だといふ言葉で言つておるといふ、非常に無理があるのじゃないか。これは日本が自力で部品を製造するなりすれば、中小企業も助かつてくるのだし、防衛庁の行き方が、とかく向うのものをすぐ安易に持つていつて、防衛態勢を固めるといふ線を行つておるのを見受けられるので、通産省としては電子工業に関する限りは、特に防

衛庁との関係の密接なものがあるもので、十分防衛庁の需要というものを調査されて、国内産業にこれを移すように持っていきたいと思います、防衛力ができて国内産業が倒れてしまうという危険性を、非常に持つておられると思うのでございますが、この点に対して、通産省当局ではどういような御観察をしておられるか。

○政府委員(鈴木義雄君) 防衛庁との関係は、常にわれわれとしては連絡を緊密にいたしておりまして、私の方にも、たとえば航空機について申し上げますと、航空機武器課というのが重工業局にありまして、それが防衛庁の關係当局と常に連絡をとり、さような問題につきましては常に検討いたしておりまして、日本でできるものをできるだけ伸ばしていきたい、かような考え方で常に処置しておるわけでございませう。今後もさような点で努力を払っていききたい、かように考えております。

○白川一雄君 この間、防衛庁は二回飛行機事故を出しましたが、あの二つの飛行機とも、アメリカでは製造をとつてやめてしまつて、アメリカでは使っていない飛行機なのです。ですから自然部品もないと思ひます。ああいう部品を補充するには、今国内のメーカーにやらしておるのでしょいか、それともアメリカの古手を探し回つて、商社を通じて入れて補つておられるのか、その辺について伺いたたいのであります。

○政府委員(鈴木義雄君) 両方あるように聞いております。正確に私、具体的にここで申し上げられないことは、残念でございますが、両方あります。と申しますのは、国内でできますもの

は、国内でできるだけやりたいと思つておりますが、一部やはり向うから取つておるものもあるように聞いております。

○白川一雄君 通産省の方で、この電子工業にも関連はあるのですが、航空機等につきましても、大いに民間に奨励してやらせるように言つて計画はされたが、途中から発注がなくなつて飛行機工場は四苦八苦であるというのが現状である。御承知の通り一機種を作るのに、治具代に五、六億円という金のかかる仕事を、最初は月に十五機やらせる、二十機やらせるというよりなことでやらしておいて、実際になつてみると、月二機ぐらいしか作らせないうような現状で、非常に困つておられるのですが、防衛庁はあんなすぐおつちるような古手の、使い物にならぬ飛行機をもろうて、なおかつ、あれの使用を続けていくのかどうか。いくとすれば、せめてこれの部品は国内産業で充実していかなければならぬと、こゝろ思ひますが、その辺に非常な盲点、ギャップがあるようにわれわれは考えておるのでございませう、こゝろいう事柄に対する防衛庁の計画というもの、通産省の方は完全につかんでおられるのか、その点を伺いたたいのであります。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘がございましたように、航空機工業は非常に大きな資本を投下いたしましたので、一ぺんに仕事をいたしますと、非常にリスクが多いわけでありませう。過去において御指摘のように防衛庁から発注があるというところで準備を進めました。が、その後、計画変更によりまして非常な困つた事態が二、三年前ございま

した。しかし、そういうふうな事例はできるだけないように、われわれは今後努力していきたいと考えておりますが、かりにさような場合に、防衛庁の需要関係については、常時民間の需要を把握いたしましたして、と申しますより、常にいろいろなことがあります場合には、防衛庁と一体となつて航空機工業は、われわれの方として推進しておりますから、さような事態がそこを来たさないように、われわれとしては国産でやれるものは、できるだけ国産を伸ばすというような考えで進めていきたいと考えております。

○白川一雄君 私は的確な数字をつかむべく、現在日本がアメリカから入れておる飛行機は、いつごろもうすでに製造をやめておるか、また、日本に何台入れてどういう状態になつておるか、今調べておりますので、これの資料の整理次第、またこの点は、非常に電子工業等には関連性があると思ひますので、重ねて伺うことにして、本日はこの程度にいたします。

○理事(近藤信一君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
〔理事近藤信一君退席、委員長着席〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を起して。午後、電子工業関係の視察を行う関係もありますので、残余の質疑は次回に譲ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。  
午後零時二十一分散会  
四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、自転車競技法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)
- 一、小型自動車競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)